

新規学卒者の初任給情報（確定版）について

- 県内の各公共職業安定所に届出のあった「雇用保険被保険者資格取得届」のデータに基づき、新規学卒者（令和7年3月卒）の初任給情報を集計しています。
- 高校・短大・大学別（注）／規模別・産業別・職業別に、各公共職業安定所別、静岡労働局平均のデータを掲載しています。
- 集計対象は、常用労働者として採用された新規学卒者（令和7年3月卒）の初任給（月額）の平均値です。（詳細は下記【集計対象】のとおり）
- 定期的に支払われる手当を含み、賞与・時間外手当等を含みません。

（注）学歴については、18歳⇒高校卒、20歳⇒短大卒、22歳⇒大学卒として集計しています。

【集計対象】

- ・雇用保険の被保険者となった年月日が令和7年3月1日～4月30日までの間。
- ・被保険者となったことの原因が「1 新規雇用（新規学卒）」。
- ・雇用形態が「7 その他」。
- ・令和7年4月1日現在の年齢が18歳、20歳及び22歳のいずれかに該当。
- ・速報版は、上記のうち、3月1日～5月30日までに処理をされたものを集計。

【担当】

静岡労働局職業安定部職業安定課
学卒担当